

○宮崎大学フロンティア科学総合研究センター長選考規程

〔平成 16 年 4 月 1 日
制 定〕

改正 平成 18 年 3 月 23 日 平成 27 年 3 月 27 日
令和元年 12 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学フロンティア科学総合研究センター規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、宮崎大学フロンティア科学総合研究センター長（以下「センター長」という。）の選考について定める。

(選考)

第 2 条 センター長は、宮崎大学フロンティア科学総合研究センターに所属する専任の教授のうちから、フロンティア科学総合研究センター運営委員会の推薦に基づき、宮崎大学センター管理運営委員会の議を経て、学長が委嘱する。

2 選考は投票により行うものとする。

3 投票は単記無記名で行い、過半数の得票を得た者を被候補者として、学長に推薦する。ただし、過半数の得票がない場合は、得票上位 2 名（末位に得票同数の者があるときは、この者を加える。）について、決選投票を行うものとする。

(選考の時期)

第 3 条 学長は、次の各号の一に該当する場合にセンター長候補者の選考を行う。

(1) センター長の任期が満了するとき。

(2) センター長が辞任を申し出たとき。

(3) センター長が欠員となったとき。

2 前項第 1 号に該当する場合の選考は、任期満了の 1 月以前に、同項第 2 号及び第 3 号に該当する場合の選考は、速やかに行うものとする。

(任期)

第 4 条 センター長の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の日に現にセンター長である者の任期は、平成 27 年 9 月 30 日までとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。